

広告募集案内（施設広告掲出仕様書）

広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	人事課パンフレット棚への広告掲出
広告掲出場所概要	尾張旭市役所北庁舎3階人事課入口に設置しているパンフレット棚にチラシ等を掲出
	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物には該当しません。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物に該当します。
利用者層等	市職員
規格等	A4版サイズ（A3二つ折り等も可）までのチラシ類
広告掲出期間	令和8年5月1日～令和9年3月31日 ※1か月単位で申込可、最長11か月
備 考	

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料(1枠、税込)
尾張旭市役所北庁舎3階人事課入口に設置しているパンフレット棚	縦210mm×横297mm A4サイズ（A3二つ折り等可）までのチラシ類	3枠	2,000円/月

※ 掲出場所の配置については尾張旭市が決定します。

■広告掲載に関する条件

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準を遵守してください。

その他以下に掲げる広告は掲載できません。次に掲げる関連事業の業種・事業者に限定します。

--

■広告の制作等

- ・原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ・申込時に広告原稿案を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
（広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
- ・市が定める最終締切までに広告物をご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。
- ・広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
- ・広告内容に変更がある場合、変更の1週間前までに審査を受けてください。また、広告内容の変更は、1か月に1回を超えない範囲で行うことができます。

■申込み

申込方法	申込書、同意書、会社概要、広告原稿案を郵送、メールか直接下記申込先へ提出してください。 ※複数枠のお申込みも可能です。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締め切ります。同日に受けたお申込は、同順位として取扱います。 同日内に空き枠数を超えた場合は、尾張旭市が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。閉庁後に受領した申込は、翌開庁日の受付分と同順位とします。
募集開始日	令和8年4月15日(水)
申込期間	令和8年4月15日(水)以降随時 ※掲出希望開始月の前月の10日(5月1日設置は4月20日)までにお申込みください。
申込先	(担当課名) 尾張旭市企画部人事課 (所在地) 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1 (TEL) 0561-76-8103 (メールアドレス) jinji@city.owariasahi.lg.jp
留意点	※財産の使用許可を受けていただく必要はありません。 ※残部状況に応じて随時、担当より補充のご連絡をさせていただきます。

■広告掲出場所等の写真

